

第3章 申請手続きの進め方について

1 手続きのフロー・・・

屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する場合は、以下のようにあらかじめ許可申請等が必要です。

計画の段階において、この屋外広告物のガイドラインをご確認いただき、地域の景観と調和した美しい景観づくりに取り組みましょう。

1 事前相談

屋外広告物を表示し、または掲出ができる地域か、大きさや色彩など基準を満たしているか等、担当窓口にお問い合わせください。

2 登録業者に相談

屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

3 設置計画

屋外広告物の基準ならびに彦根市景観計画等を確認して、周辺地域の景観に調和する計画をご検討ください。

4 計画案の事前相談

設置された計画案をもとに、基準や手数料について担当窓口にご協議ください。

5 許可申請 (様式第3号)

申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。国・地方公共団体は「通知書」、公共的団体は「届出書」の提出が必要です。

6 手数料の納付・許可書および許可証票の発行

市が発行する納付書により手数料を納めていただいたうえで、許可書および許可証票を発行します。

7 工事着工・完成

申請内容に基づき工事を行ってください。

8 広告物に許可証票を貼る

表示内容等を変更するとき

12 表示内容等の変更計画

13 変更許可申請 (様式第3号)

許可物件を撤去したとき

14 不要物件の除却

15 除却届 (様式第7号)

9 許可期間中の適正な管理

10 許可期間満了

許可を受けた期間の後も継続して表示または設置する場合は、許可期間の満了の日の10日前までに継続許可申請を行い、許可を受けてください。

引き続き広告物を表示または掲出しようとするとき

11 継続許可申請 (様式第3号)

点検者による屋外広告物の点検を行う必要があります。なお、高さ4mを超える物件は、必要な資格等を持つ点検者が点検を行う必要があります。

以後、6・8・9と同じ

許可を受けた広告物の表示者や管理者等に変更があれば事前に「住所氏名変更届出書」の提出が必要です。

2

許可申請に伴う手数料・・・（彦根市屋外広告物許可手数料条例第26条）

屋外広告物の区分ごとの許可申請手数料および許可の期間は、以下のとおりです。

区分（面積）		単位	手数料（@／件） ※記載の手数は、許可期間 1年以下の場合です。	許可期間
看板、広告板および広告塔 （これらに類するネオン類照明広告を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	1㎡未満	1 個	440円	3 年以内
	1㎡以上2㎡未満	1 個	830円	
	2㎡以上5㎡未満	1 個	1,060円	
	5㎡以上10㎡未満	1 個	2,130円	
	10㎡以上15㎡未満	1 個	3,100円	
	15㎡以上20㎡未満	1 個	4,160円	
	20㎡以上25㎡未満	1 個	5,220円	
	25㎡以上30㎡未満	1 個	6,280円	
	30㎡以上35㎡未満	1 個	7,340円	
	35㎡以上40㎡未満	1 個	8,400円	
	45㎡以上50㎡未満	1 個	9,460円	
50㎡以上のもの			3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板および広告旗		1 個	250円	6 月以内
貼り紙（つり下げるものを含む。以下この表において同じ）		100枚	420円	2 月以内
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1 枚	90円	1 年以内
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1 件	420円	1 年以内
アーチ広告物		1 個	4,170円	3 年以内
広告幕		1 枚	420円	2 月以内
アドバルーン		1 個	1,060円	1 月以内
ぼんぼり		1 個	90円	2 月以内

－ 備考 －

- 1) 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 2) 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります。（例えば、許可期間3年の申請をする場合）
- 3) 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるとき、これを100枚として計算します。
- 4) 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 5) 申請手数料は、彦根市の発行する納付書で納めてください。
- 6) 優良意匠屋外広告物の指定を受けると、許可期間を最大2倍まで延長することができます。
- 7) 許可期間中に撤去した場合、許可内容を変更する場合または不許可の場合であっても、手数料の返還はありません。